

とくしま植物園サポーターの登録

植物に興味のある方、自然の中で活動をすることに興味のある方などを対象として、とくしま植物園や緑の相談所で行うイベントや管理作業などにボランティアとして参加をお願いするサポーターを募集しています

登録から活動までのご案内

■ 登録申出書の入手

団体の場合は登録者名簿、中学生以下の場合は、同意書も必要です
入手先は、ダウンロードもしくは
とくしま植物園緑の相談所または徳島市公園緑地管理公社事務所の窓口で

■ とくしま植物園サポーター制度実施要綱をご一読ください

■ 登録申出書など必要な書類をお持ちください

申出書提出の時、身元を確認できる書類（免許証、健康保険証、学生証など）を提示してください
提出先は、とくしま植物園緑の相談所または徳島市公園緑地管理公社事務所の窓口

■ 登録の完了

登録が完了するとサポーター登録証が発行されます

■ 活動案内など連絡が入ります

電子メール等で活動予定の連絡が入ります
参加できる方は、とくしま植物園緑の相談所まで連絡を入れてください
団体での登録者については、代表者でとりまとめをお願いします

■ 活動に参加します

当日、公園での活動に参加をお願いします
イベント等の内容により、役割分担など事前に連絡をする場合もありますので、よろしくお願いします

窓口のお休み情報・問い合わせ先など

とくしま植物園緑の相談所の休館日は、月曜日（月曜日が休日の時は、月曜日以降で最も近い休日でない日）

開館時間午前9時30分から午後4時まで

徳島市公園緑地管理公社事務所のお休みは、土、日、祝日です

営業時間は、午前8時30分から午後5時まで

両窓口とも1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までお休みです

窓口の所在地 とくしま植物園緑の相談所 徳島市渋野町入道45-1 (088-636-3131)

(公財) 徳島市公園緑地管理公社 徳島市渋野町辻西59番地1 (088-669-1120)

とくしま植物園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とくしま植物園及びとくしま植物園緑の相談所の指定管理者である公益財団法人徳島市公園緑地管理公社（以下「公社」という）がとくしま植物園及びとくしま植物園緑の相談所（以下「当公園等」という）の運営において、来園者の満足度とモラルを高めることを目指すとともに、市民との協働により、自然との共生を学びながら「緑化意識の向上」、「植栽知識の普及」、「都市緑化の推進」を図ることを目的として設置する、とくしま植物園サポーター（以下、「サポーター」という）制度の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、当公園等がその活動を推進または支援するサポーターとは、前条に規定する趣旨に賛同し協力しようとする者で、第6条に規定する登録証の交付を受けて第9条に規定する活動を行う者をいう。

(サポーターの登録資格)

第3条 サポーターとして登録する者は、ボランティア活動に積極的に参加する意思のある個人又は団体（法人を含む）とする。中学生以下については親権者もしくは責任者の同意を必要とする。

(登録申出)

第4条 サポーターとして登録する者は、とくしま植物園サポーター登録申出書（以下、「申出書」という）（別紙1）を記入後、公社窓口またはとくしま植物園緑の相談所窓口へ提出して公社理事長の承認を受ける。ただし、団体の場合は、とくしま植物園サポーター登録者名簿（別紙2）を添付するものとする。

2 中学生以下の登録は、申出書と合わせて同意書（別紙3）を提出しなければならない。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、登録日の属する当該年度の3月31日までとする。ただし、第7条に規定する登録の抹消がない限り、その期間は一年度ごと自動的に更新されるものとする。

（登録証の交付）

第6条 サポーターの登録申出を承認したときは、当該申出者に対しとくしま植物園サポーター登録証を交付するものとする。

（登録の抹消）

第7条 理事長は、サポーターが次の各号いずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- （1）登録者より登録取消しの申出があったとき
- （2）登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- （3）登録者がサポーターとして不適格であると認められるとき
- （4）その他理事長が特に必要であると認めるとき

2 サポーターは、前各号の規定により登録資格を取り消されたときは、速やかに登録証を理事長に返還しなければならない。

（サポーター登録名簿）

第8条 理事長は、サポーター登録者に関する名簿を作成し、これを管理するものとする。

（活動内容）

第9条 サポーターの活動内容は、次の各号に定めるものとする。

- （1）清掃活動
- （2）当公園等利用者のマナー向上に貢献する活動
- （3）当公園等主催で実施されるイベントの補助
- （4）植樹・花壇整備活動
- （5）その他、上記に付随するもの

（活動日及び活動参加の方法）

第10条 活動日は事務所から電子メール等により通知を行う。活動に参加する場合は事前にとくしま植物園緑の相談所に連絡を入れることとする。

（報酬及び交通費）

第11条 サポーターの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費は自己負担によるものとする。

附 則（施行期日） この要綱は、令和2年4月1日から施行する。